

動薬協会発 158 号
令和 5 年 3 月 3 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた消毒の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（4 消安第 6719 号）がありましたので、お知らせします。

4消安第6719号

令和5年3月2日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた消毒の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。

写

4 消安第 6 7 1 9 号
令和 5 年 3 月 2 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた消毒の徹底について

本年の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生は、10月28日に初感染が確認されて以降、本日も福岡県において確認されるなど、本日までに25道県77事例が確認されており、野鳥においても全国的に本病ウイルスの検出が続いていることから、引き続き、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況と考えられます。

家きん飼養農場における消毒の実施については、別紙「高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の強化について（令和4年12月22日付け4消安第5181号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」により御対応をお願いしているところですが、今般、家きんにおいて本病の発生が確認されている都道府県における緊急消毒（別紙の記1（1）の消毒をいう。）の対応が一定程度進展している状況を踏まえ、緊急消毒の対象範囲を拡大し、家きんにおいて本病の発生が確認されていない都道府県を対象といたしますので、引き続き、各都道府県において本病の発生予防に万全を期していただくようお願いいたします。

以上